

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20260901	白崎流通サポート株式会社（法人番号 6210001009179）代表者 白崎 勲	福井県坂井市丸岡町長畝75字1番1号	本社営業所	福井県坂井市丸岡町長畝75字1番1号	輸送施設の使用停止（70日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年12月12日及び令和7年12月22日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行記録計による記録不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)	7	7
2	20260902	飛驒運輸株式会社（法人番号 2200001025131）代表者 漆山喜久雄	岐阜県高山市上岡本町1丁目50	稲沢支店	愛知県稲沢市中之庄町丸田3	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和8年5月20日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
3	20260902	株式会社ダイヤライン（法人番号 2180301003806）代表者 松崎賢一	愛知県岡崎市昭和町字堀上23番地3	本社営業所	愛知県岡崎市昭和町字堀上23番地3	輸送施設の使用停止（34日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和8年2月5日及び令和8年3月18日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
4	20260904	富士運輸株式会社（法人番号 5180001087626）代表 者大塚芳伸	愛知県江南市小杵町林 258番地	本社営業所	愛知県江南市小杵町林 258番	輸送施設の使用停止 （10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和8年6月2日、監査方針に基づいて、監査を 実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事 項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第7条第5項)、(3)運行記録計による記録義務 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9 条)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1 項)	1	1
5	20260911	舞阪運送株式会社（法 人番号 3080401006296）代表 者村松厚志	静岡県浜松市中央区舞阪 町舞阪1055	浜田営業所	静岡県浜松市中央区舞阪 町浜田407、408	輸送施設の使用停止 （50日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	令和8年6月9日、死亡事故を引き起こしたこ とを端緒として、監査を実施。7件の違反が認めら れた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の記録 記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第7条第5項)、(3)業務の記録記載事項 等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 8条)、(4)運転者等台帳の作成義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1 項)、(5)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1 項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1 項)、(7)運転者に対する指導監督記録義務違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 第1項)	5	5
6	20260911	春日運送株式会社（法 人番号 8180301015688）代表 者磯貝政博	愛知県高浜市芳川町1-5- 30	本社営業所	愛知県高浜市芳川町1-5- 30	輸送施設の使用停止 （38日車）	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和8年5月26日、死亡事故を引き起こしたこ とを端緒として、監査を実施。2件の違反が認めら れた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4 項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1 項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
7	20260918	株式会社ワンズオートサービス(法人番号5080101012304) 代表者溝口育夢	静岡県富士宮市浅間町287番地の13	本社営業所	静岡県富士宮市野中東町47-303	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和8年8月18日、監査方針に基づいて、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
8	20260918	株式会社新栄重機(法人番号6180001075943) 代表者今村政宏	愛知県小牧市常普請1-127	郷西事務センター	愛知県小牧市郷西町1番1	輸送施設の使用停止(18日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和8年6月16日、監査方針に基づいて、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
9	20260924	有限会社黒田義夫商店（法人番号 8200002014607）代表者黒田義夫	岐阜県安八郡輪之内町下大樽新田1412番地3	本社営業所	岐阜県安八郡輪之内町下大樽新田字東宮野1412-3	事業停止(3日間)及び輸送施設の使用停止(305日車)並びに文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和8年4月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)酒酔い・酒気帯び運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)、(3)飲酒運転防止に係る点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(10)自動車事故報告書未届出(貨物自動車運送事業法第23条)	32	32
10	20260924	有限会社Nテック（法人番号4190002015817）代表者中倉治久	三重県度会郡大紀町野添782番地3	本社営業所	三重県度会郡大紀町野添782番地3	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5	令和8年6月26日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(2)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
11	20260925	ひまわり運輸株式会社 (法人番号 5210001011887) 代表 者佐治寛栄	福井県越前市四郎丸町 65-1-1	本社営業所	福井県越前市四郎丸町65 字宿之下1番地1	輸送施設の使用停止 (185日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和7年12月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(3)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(4)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(6)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(12)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	19	19

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
12	20260925	鈴木トラック有限会社 （法人番号 5080102014217）代表 者鈴木隆	静岡県富士市今井301番 地の3	本社営業所	静岡県富士市今井301番 地の3	輸送施設の使用停止 （90日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第5号	令和8年4月24日、監査方針に基づいて、監査を実施。20件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号)、(3)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第1号)、(4)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第3号)、(5)運送約款の揭示義務違反(貨物自動車運送事業法第11条)、(6)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(7)整備管理規程制定義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(8)整備管理者の選任変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(9)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(11)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(12)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(13)点呼の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(14)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(15)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(16)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(17)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(18)運行管理者の選任解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(19)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第23条の3)、(20)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。